

平成 21 年 3 月 26 日
東京二十三区清掃一部事務組合

一般廃棄物処理基本計画の見直しと検討委員会の設置について

清掃一組の一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、23 区の一般廃棄物の適正な処理を確保するため、経営計画の基本方針を踏まえ、平成 18 年 1 月に策定された。計画期間は平成 18 年度から平成 32 年度までの 15 年間であるが、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に沿い、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととしている。

計画策定後 2 年以上経過し、その間、廃プラスチックのサーマルリサイクルの本格実施等により、ごみ量・ごみ質に大幅な変化が生じてきている。そのため、ごみ発生量予測とそれに対応した処理体制の見直しが必要となっている。

清掃一組では、このような状況に対応し、計画改定を 1 年早め、平成 22 年度を初年度とする計画策定に向けた検討を平成 21 年度に行うこととする。

検討にあたっては、23 区との連携を図るとともに、埋立処分や広域的な視点からの意見も踏まえ、下記のとおり行う。

記

1 検討組織名称

一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会

2 組織構成

組織名	委 員
一般廃棄物処理基本計画 改定検討委員会	清掃一組関係部長、清掃主管部長会の各区ブロック 代表等、及び東京都環境局関係部長 (必要に応じて学識経験者等を招聘できるものとする。)
一般廃棄物処理基本計画 改定検討委員会ワーキンググループ	清掃一組関係課長、清掃リサイクル主管課長会の各 区ブロック代表等、及び東京都環境局関係課長

3 検討スケジュール（詳細は別紙参照のこと）

平成 21 年 2 月 経営委員会・評議会

検討組織立ち上げについて諮る。

平成 21 年 3 月 検討委員会設置（概ね 2 ヶ月に 1 回開催）

平成 21 年 4 月 検討委員会ワーキンググループ設置（概ね月 1 回開催）

平成 21 年 10 月頃 基本計画（中間報告）策定

平成 22 年 2 月頃 基本計画（最終版）策定

4 その他

(1) 事務局は、総務部企画室に置く。

(2) 検討委員会での検討経過及び結果は、適宜経営委員会、評議会に諮り了承を得るものとする。

一般廃棄物処理基本計画改定・検討スケジュール

時期	検討内容	
	検討委員会	ワーキンググループ
平成21年3月	・検討委員会の設置について ・一廃計画を巡る現状 計画の位置付け 現計画の進捗状況 ごみ量・ごみ質の現状 処理施設の現況 ・計画改定の基本的考え方 ・論点整理(ワーキンググループに検討下命)	
平成21年4月		・検討委員会の設置について ・一廃計画を巡る現状 計画の位置付け 現計画の進捗状況 ごみ量・ごみ質の現状 処理施設の現況 ・計画改定の基本的考え方 ・論点整理
平成21年5月 ～ 平成21年9月	1 施設整備計画(原案)の検討 ・ごみ量予測、焼却余力、焼却能力の考え方の整理。 ・施設整備手法等の考え方の整理 ・不燃、粗大施設のあり方の整理 2 一廃計画(原案)の検討 (概ね隔月、清掃主管部長会当日に開催)	
	(概ね毎月、清掃リサイクル主管課長会当日に開催)	
平成21年10月	施設整備計画(原案)及び一廃計画(原案)の取りまとめ(中間報告)	施設整備計画(原案)及び一廃計画(原案)の作成
平成21年11月 ～ 平成21年12月	(パブリックコメントの聴取、取りまとめ)	
平成22年2月頃	一廃計画最終案の取りまとめ	一廃計画最終案の作成